

(別紙1)

令和6・7年度京都駅周辺エリアまるとゲートウェイ事業における「東本願寺・西本願寺エリア」文化芸術作品展示等企画・運營業務委託仕様書

1 趣旨

京都府が実施する大阪・関西万博関連事業の大阪・関西万博きょうとアクションプランのうち「京都駅周辺エリアまるとゲートウェイ事業」の一つとして、京都駅北側の「東本願寺・西本願寺エリア」において、万博を契機として京都を訪れる国内外の方に対する「おもてなし」として、京都の文化芸術の歴史や京都の“現在”のアートシーンを紹介する展示等を実施し、より関心を深めていただく機会とする。

また、文化芸術を活用した本事業が、地域のにぎわいづくりにも寄与するものとする。

2 委託業務名

令和6・7年度京都駅周辺エリアまるとゲートウェイ事業における「東本願寺・西本願寺エリア」文化芸術作品展示等企画・運營業務

3 契約期間

契約締結の日から令和7年12月26日(金)まで

4 業務内容

本事業において受託者は、以下の(1)～(5)の業務を行うとともに、本事業全体の統括を行うこととする。なお、業務の実施にあたっては、京都府と十分に協議・調整をすること。

(1) 全体統括等

以下の(2)～(5)の各業務の実施に当たり、各業務が有機的に連携し、一体的なものになるよう京都府及び施設管理者、文化芸術団体等と十分に調整を行い、全体を統括すること。また、本事業全体を統括する担当者を1名以上配置すること。

(2) 事業の企画

大阪・関西万博を契機に京都を訪れる方の「おもてなし」として、京都の文化芸術の歴史、や、京都の“現在”のアートシーンを紹介するとともに、京都の文化芸術に対してより深い関心を深めていただけるよう展示、ワークショップ・ガイドツアー等体験事業及び東本願寺・西本願寺エリアにおける地域のにぎわいづくりに寄与する事業を企画すること。なお、経費の一切は委託料から負担すること。

ア 実施場所

(ア) 概ね南北はJR京都駅から、五条通、東西は、河原町通及び大宮通に囲まれた範囲にある歴史的建造物、神社仏閣等を会場として、複数個所で実施するものとする。

(実施場所の詳細は別添①②を参照)

(イ) その際、地域全体を「面」としてとらえ、各企画が有機的に連携したものとする。

(ウ) 会場となる場所の確保については、受託者が、各施設管理者と交渉し、本事業主旨について十分な理解を得た上で、使用の許諾を得ること。

イ 実施期間

(ア) 令和7年4月13日(日)～10月13日(月)の間において、事業趣旨に沿った効果的な実施時期、期間を検討すること。

(イ) 上記②(ア)の上記期間中において、オ(ア)に記載する文化芸術団体等による展示を各々5日間～10日間(設営・撤去のみの日を除く)、ワークショップ・ガイドツアー等体験事業を各々最低計2回以上及び、上記(2)に記載する地域のにぎわいづくりに寄与する事業を含め、計40日間以上実施すること。

(ウ) 会場となる場所の事情を踏まえて、安全に実施できる事業スケジュールを検討すること。

ウ 展示内容

(ア) オ(ア)に記載する各文化芸術団体等に所属する複数の作家を中心にし、原則1会場10点以上の作品を展示すること。

(イ) サイネージ等デジタル機器を使用した展示も可とする。

エ 近隣事業との連携

上記イ(ア)の期間中に実施される「京都駅周辺エリアまるごとゲートウェイ事業」の情報発信拠点をはじめ近隣事業との連携(企画、スケジュール、集客など)を積極的に検討し、事業の効果を最大限にできるよう調整すること。

オ 文化芸術団体等との連携

(ア) 本事業の実施にあたっては、以下の文化芸術団体等が事業参画できるように企画提案を行うものとする。

- a 京都工芸美術作家協会
- b 京都日本画家協会
- c 京都いけばな協会
- d 京都彫刻家協会
- e 京都現代写真作家展実行委員会

(イ) 事業実施にあたっては、上記の各団体等の意向を踏まえて実施すること。

(ウ) 団体ごとに事業実施時期を調整し、事業全体のスケジュールを策定すること。

カ 地域との連携

地域のにぎわいづくりに寄与する事業は、上記(2)アの実施場所(以下、「エリア」という。)内の地域団体、事業者団体などの意見や要望を汲み取り、地元住民同士、地元住民と訪問者などの関係性を向上させるとともに、エリア内のイベントとの連携等により、エリア内のにぎわいづくりに寄与できる内容とすること。

(3) 事業の運営

ア 事業実施に必要な会場確保及び運営業務を行うこと。

イ 会場の設営及び撤去にあたっては、施設管理者と十分調整の上、各種安全対策を講じること。

ウ 会場運営(安全管理含む)に係るマニュアルを作成し、運営業務の管理上、適正な人員を配置し、運営や警備を行うこと。

- エ 会場運営において英語をはじめとした複数の外国語が堪能な人員を配置すること。
- オ 会場での配布物や掲示物（WEB 対応可）は、2 ヶ国語以上の多言語対応とすること。
- カ 展示品及び事業参加者、運営スタッフ等に対する必要な保険に加入すること。
- キ 展示において、各文化芸術団体が必要と認める場合は、キュレーターを手配することとし、展示作品の製作経費以外の経費については、受託者の負担とする。
- ク その他、各種体験事業を実施する場合、参加者の実費負担分を除き、講師等への謝金、必要経費については、受託者の負担とする。
- ケ 事業の参加者に対してアンケートを実施すること。
- コ 運営事務局を設置し、施設管理者との調整、契約、体験事業等の受付窓口の設置、地域への説明、連携調整等を行うこと。（事業実施期間中は必置）

（4）事業の広報

- ア エリア内で実施する事業を総合する事業名（通称）の設定及びそれに沿ったビジュアルアイデンティティを策定すること。
- イ 東本願寺、西本願寺及び地域内の事業者などの広報チャンネルや地域のチャンネルの活用をすること。
- ウ 京都の文化芸術にこれまであまり触れる機会がなかった層（例えば若者層）にも関心をもってもらうことを目的とし、SNS やマス媒体等を活用した広報を行うこと。
- エ 「京都駅周辺エリアまるごとゲートウェイ事業」の他の業務の受託者との広報連携を含め、エリア内の事業を集約した広報制作物の企画、編集、製作すること。

（5）報告書の作成

受託者は、以下の書類を印刷物各2部と電子データ（Word、Excel、PowerPoint、PDF形式）で提出しなければならない。

- ア 事業着手時に以下の内容を取りまとめた報告書を作成すること。
 - （ア）実施計画書
 - （イ）工程表
 - （ウ）完成イメージ図
- イ 事業完了時に以下の内容を取りまとめた報告書を作成すること。
 - （ア）文化芸術団体等参加団体・事業者との調整記録
 - （イ）広報活動に係る実績のわかる記録（写真（画面コピー可）・配布先等）
 - （ウ）アンケートのとりまとめ及び分析結果
 - （エ）実施計画書に添付された見積書の項目に対する成果物
 - （オ）実施状況を撮影した写真
- ウ 上記4（3）ケで実施したアンケート結果を、上記（2）オ（ア）に記載の各文化芸術団体等へ提供すること。

（6）委託対象経費

- ア 委託業務に従事する者の人件費
 - （ア）賃金
 - （イ）通勤手当

- (ウ) 社会保険料等
 - イ 委託業務に要する事業費
 - (ア) 広報費
 - (イ) 展示等開催準備経費
 - (ウ) 会場使用料
 - (エ) 備品リース料
 - (オ) O A 機器リース料
 - (カ) 旅費
 - (キ) 消耗品費
 - (ク) 印刷製本費
 - (ケ) 通信運搬費
 - (コ) 謝金
 - (サ) 上記以外で府と協議して認められた経費
- ※ 必要に応じて前金払ができるものとする。

5 業務完了報告

事業完了後は、直ちに事業完了報告書を経費内訳や詳細資料を添えて紙媒体及び電子データで提出すること。

6 著作権等

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 個人情報の取扱い

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

8 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託事業者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。

- (2) 受託者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で発注者の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 委託者が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、委託者と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、委託者と協議して決定すること。